



## 2016年度たんの吸引等研修

### 「認定特定行為業務従事者認定証」等既得者対象

### 第3号特定研修（実地研修のみ）要項

特定非営利活動法人

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

登録研修機関：登録番号 1420011

登録年月日 平成25年4月1日付

#### 1. 研修実施の趣旨

当法人は、2009年(平成21)より神奈川県のご委託事業として「重度障害児者医療的ケア実務者研修」を研修実施機関として担い、2011年度(平成23)の経過措置に対応する研修、及び喀痰吸引制度初年度の2012年度(平成24)より喀痰吸引研修を実施してきました。その間、多くの福祉施設・事業所等の介護職員等が医療的ケア研修の資格を取得され、同時に、医療的ケアを必要とする利用者の増加、年度初めの利用者の変動、医行為の変更、介護職員の異動等の対応も急務になってきました。

そこで、当法人では「登録研修機関」の認可を受け、平成25年より「認定特定行為業務従事者認定証」の既得者等を対象とした第3号特定研修（実地研修のみ）を実施しています。

この研修(実地研修のみ)は、既に基本研修を修了され、認定証や基本研修の受講証を取得されている方が、新たな医療的ケアに取り組む際に活用いただく研修です。医療的ケア研修は、利用者の命にかかわる研修ですので、関係者と共に実りある研修を進めたいと思います。

基本研修（講義及び演習）+筆記試験合格



今回の研修（実地研修のみ）

イ、既に認定証取得済み

ロ、既に受講証取得済み

#### 2. 研修の受講資格について

- (イ) 「認定特定行為業務従事者認定証」の資格を既に取得しており、利用者の追加・変更、又は医行為の追加・変更を必要とする方
- (ロ) 当法人が「登録研修機関」として実施した「たんの吸引等医療的ケア研修第3号（特定の者対象）全課程」（県委託事業も含む）に基づく研修修了者で、基本研修の課程（講義、演習、知識確認テストを修了した証（受講証等）を持ち、実地研修の受講を必要とする方

#### 3. 申し込み期間

- 年間を通して、申し込みを受け付けています。

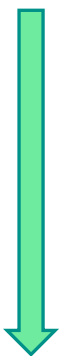
#### 4. 申込方法・申請の流れ

- 実地研修の申込は、受講生の所属する法人・施設・事業所の責任において、申込を行ってください。受講生は、貴法人・施設の推薦者として受け止めます。
- 実地研修の実施は、実施承諾書の送付後になります。書類の確認等、申請には時間が要しますので、実地研修の前に、受講の申込（①受講申込・申請）を必ず行ってください。

##### <申請の流れ>

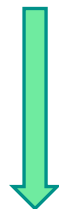
##### ①受講申込：申請

- 下記の申請書類に記載し必要な資料を添付し、郵送で申請してください。



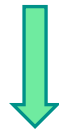
- ①実地研修受講申込書・・・FC実16特—1
- ②実地研修実施機関承諾書・・・FC実16特—2  
添付資料：登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の場合は「登録番号通知」の写し
- ③研修受講申込書（個人用）・・・FC実16特—3  
添付資料：「認定特定行為業務従事者認定証」又は「基本研修修了証(受講証)」の写し
- ④指導講師調書及び指導講師承諾書・・・FC実16特—4  
添付資料：「指導者養成講習等の修了証明書」の写し  
<指導者養成講習等を未修了の場合は指導講師(医師・看護師等)の免許状の写し>

##### ②受講承諾：承諾書と受講料の請求書を受領



- 申請書類等の内容を確認した上で、当法人より次の書類を送付します。
  - ①第3号特定研修（実地研修のみ）承諾書・請求書  
受領後、10日以内に受講料を銀行に振り込んでください

##### ③研修実施：現場演習・実地研修開始



- 各所属で、指導講師による現場演習及び実地研修の評価を受ける

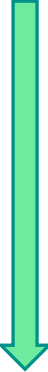
##### ④研修報告：実地研修修了報告書等の送付



- 実地研修修了報告書及び添付資料をフュージョンコムに郵送し、修了を必ず報告する
  - ①実地研修修了報告書・・・FC実16特—5  
添付資料：○実地研修評価票の記録（第3号特定評価票）の写し  
\*全項目で評価判定基準「ア」が連続2回で合格  
○「利用者の同意書」の写し

○医師の「実地研修指示書」の写し

### ⑤修了証の発行：認定証の申請

- 
- 報告書の受領後「実地研修報告書」の内容を確認し、当法人から「研修修了証」を発行し、貴施設・法人に送付します。
  - 「修了証」が届きましたら、「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を都道府県に行ってください
  - 事業者が医行為を提供する場合は「登録特定行為事業者」の申請が必要になります。ご注意ください
  - 「認定特定行為業務従事者認定証」の申請手続きは、インターネットで「介護情報サービスかながわ」→ライブラリ（書式/通知）でお調べください

## 5. 受講料

- 受講生1名につき、利用者1名にあたり **3,000円**  
利用者1名につき、医行為の数が複数でも受講料は3,000円です。  
(受講料は、平成28年度4月より変更いたしました。)
- 受講料には事務手数料等が含まれています。  
(文書作成、書類審査、修了証の発行及び管理、郵送料、損害保険料)
- そのため申請後の受講者の事情によるキャンセルには、受講料の返金は致しかねます。但し、利用者の事情による場合は、ご相談ください。

## 6. 研修課程に関する法的根拠

「社会福祉士及び介護福祉法の一部を改正する法律の施行について」(喀痰吸引等関係)  
社援発1111第1号平成23年11月11日 第2次改正社援発0312第24号平成25年3月12日  
「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)」

### 4. 研修の課程及び研修の実施方法等

#### (2) 介護職員等による研修課程について

##### ②実地研修

カ. 「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。なお、基本研修については再受講を要しないものとする

※「演習及び実地研修において、人工呼吸器装着に対する喀痰吸引等を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、別途に行うこと」となっています  
現場演習として、別途研修を行うことが必要になります。

## 7. お問い合わせ

事務局： 担当 繋（つなぎ） 松田 成田

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番2 神奈川県社会福祉会館内

Tel.045-311-8742 FAX 045-324-8985 Eメール：[jimukyoku@kenshikyoku.jp](mailto:jimukyoku@kenshikyoku.jp)